諮問実施機関:和歌山県知事

諮問日:令和3年2月22日(諮問(個)第1号)答申日:令和3年6月28日(答申(個)第1号)

# 答 申 書

# 第1 審議会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった 別紙に記載の保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)について行っ た非開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、令和2年12月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で個人情報を保有していないとする非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和3年1月4日付け田保衛第12280001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年1月7日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求の内容要旨

# 1 審査請求の趣旨

職員名簿にアンダーラインを引いて開示する、あるいは業務記録等による開示などいくらでも開示の方法はある。審査請求人には「知る権利」がある。

# 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 前回の公文書非開示決定の理由が個人情報であるからとしているのに、保有個人情報開示請求を行った今回が非開示となる理由が全く理解できない。
- (2) 弁明について意味が分からない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) そもそも職員名簿は審査請求人の個人情報ではない。また、本件開示請求に係る業務記録等は作成されておらず不存在である。
- (2) 湯峰温泉公衆浴場解体撤去工事に関して、審査請求人からはこれまで何度も電話がかかってきている。
- (3) 上司や職員に再度電話がかかってくるときなどに備えて、事務をスムーズにするために記録を残し、情報を共有しているが、その必要がない場合は記録をとっていない。
- (4) 審査請求人がいう「前回の公文書非開示決定」とは、令和2年12月16日付け 田保衛第12150002号を指すと思われるが、同事案で実施機関が非開示決定処分 (存否応答拒否)を行ったのは、当該請求が田辺保健所に特定人が電話を行い、そ の際、担当職員から「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令されたとする事実に係 る公文書開示請求であり、当該公文書の存否を答えることが特定の個人に係る個 人情報を開示することになる類型のものであったからそのように回答したので あって、このことが保有個人情報開示請求を行えば必ず開示を行うことになるこ とを意味しない。
- (5) 審査請求人の主張を受け、審査請求人に対し「行政資料の写し交付制度」を案内したところ、審査請求人はこれを受けて同制度に係る申出を行い、令和3年1月20日付けで行政資料の写しの交付として令和2年度和歌山県職員録の田辺保健所の温泉担当者の氏名・役職が分かるページの写しを交付済みである。

#### 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について 実施機関は、本件開示請求に係る業務記録等は作成されておらず不存在である旨 主張する。担当職員から「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令されたとする発言の有無はともかく、審査請求人からはこれまで何度も電話がかかってきており、今回のようにこれまでと同じ内容でそれを共有する必要がない場合は記録を取っていないため、本件開示請求に係る業務記録等は作成されておらず不存在であるという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

なお、実施機関が主張するとおり、職員名簿は審査請求人の個人情報が記載されたものではないし、職員名簿は販売されており、条例第2条第5号の規定により保有個人情報開示請求の対象となる公文書でもない。

おって、実施機関は審査請求人に対し、「行政資料の写し交付制度」を案内して おり、審査請求人は既に本制度を利用し、令和2年度和歌山県職員録の田辺保健所 の温泉担当者の氏名・役職が分かるページの写しの交付を受けている。その際、実 施機関は、本件電話対応を行った田辺保健所の温泉担当者の氏名・役職に黄色の目 印を付けて審査請求人に送付しており、審査請求人が本件開示請求で求めている情 報を開示している。

### 2 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年2月22日	○諮問(実施機関)
令和3年3月1日	○審査請求人から意見書を受理
令和3年3月26日	○審議
令和3年5月14日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和3年6月21日	○審議

### (調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開·個人情報保護審議会第1部会 石倉誠也、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

# 別紙

# 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和2年12月17日	申請人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振
	興局保健所温泉掘削担当に電話をしたとき和歌山県田
	辺市本宮町湯峰の財産区の住人である申請人に対して、
	「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令した職員の氏名・
	役職が分かる情報。